

1. 会 合 名	外国証券の取引等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 27 年 8 月 5 日（水）16 時 00 分～16 時 50 分
3. 議 案	1. 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて 2. その他
4. 主な内容	1. 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて 事務局より、「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて資料 1－1 から 1－3 に基づいて説明が行われた。 （主な意見等） ・ 外国投信の運用状況と財務状況については E D I N E T の有価証券届出書及び有価証券報告書、運用報告書（全体版）については代行協会等ホームページで確認できるが、交付運用報告書については協会では確認できなくなる。目論見書や決算報告書を協会に提出している趣旨としては、外国投信の運用状況と財務状況を把握するとともに、投資家にどのような情報が開示されているか確認するという側面もあると理解しているが、今回の改正によって協会への提出がなくなると、投資家に交付される交付運用報告書の内容が把握できなくなる。その点については懸念していないのか。（委員等） ⇒ 交付運用報告書は、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書類であり、記載事項は内閣府令で定められているので、交付運用報告書そのものの提出は要しないと考えている。（事務局） 2. その他 事務局より、マイナンバー対応に係る「外国証券取引口座約款」の改正について説明が行われた。 （主な意見等） ・ 番号法上、金融機関は個人番号関係事務実施者として、共通番号の提供を受けることができるので、共通番号の届出について記載した改正後の外国証券取引口座約款を必ず使用しなければならないというわけではないという理解でよいか。また、国内投信の約款についても同様の改正が行われるのか。（委員等） ⇒ 御理解のとおりである。また、国内投信についても、本協会・自主規制企画部において同様の約款改正を行う予定である。（事務局） ・ 約款の改正案については、後日、意見照会させていただく。（事務局） 以 上

5. そ の 他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い 合わせ先	公社債・金融商品部（03－3667－8514）